

仕 様 書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和 4 年魚沼市告示第 159 号）に定めるもののほか、本仕様書に従い実施するものとする。

1. 目 的

魚沼市長選挙のポスター掲示場の設置及び撤去業務を委託するもの

2. ポスター掲示板の規格等

- (1) 区画数 4 区画（縦 900mm×横 1,350mm）
- (2) 材 質 アルミ複合板

3. 設 置

(1) 設置場所

魚沼市広神地域 42 か所

(2) 事前確認

- ① ポスター掲示場一覧表（別紙）と後日配布するポスター掲示場位置図に記載されている位置に掲示場が設置可能かを事前に確認すること。
- ② 確認した結果、障害物等があり設置することができない又は設置により、その後の道路除雪作業に支障があると思われる箇所については、その近辺で適当な箇所を配布した図面上に記入し、発注者に提出すること。
- ③ ①、②の業務を**令和 6 年 11 月 15 日まで**に行うこと。

(3) 設置及び撤去業務を行う期間

設置 11 月 18 日から 11 月 22 日まで

撤去 12 月 9 日から 12 月 11 日まで

ただし、選挙が無投票となった場合は、12 月 2 日から 12 月 4 日までとする。

(4) 設置方法

野立て式 37 か所、ガードレール式 2 か所、直接設置式 3 か所とする。ただし、事前確認の結果、設置方法の変更が生じた場合にあっては、この限りでない。

- ① それぞれの設置方法は、後日配布する施工マニュアルを参照すること。
ただし、現場状況により変更になる場合があるので適切に対応すること。
- ② 大抵の気象条件に耐えられるように固定して設置することとし、発注者が確認し補修が必要と認めたときは、受注者が責任を持って行うこと。
- ③ 設置に必要な基本的な資材（主柱、支柱、金網用フック、ブロック用フック、前杭（鉄製）、後杭（木製）、クランプ等）は発注者が貸し出すが、その他の資材（被覆線、釘、ウエスなど）が必要な場合は受注者が準備する

こと。

- ④ 掲示板に通し番号を記載又は別に配布する番号を記載したシールを掲示板に添付すること。

(5) 撤去方法

設置した掲示板等を取り外し、設置前の状態に復旧すること。また、発注者が貸し出した掲示板及びその他の資材については、看板業者から賃借した物品であるため、適切に取り扱うこと。

4. その他

- (1) ポスター掲示場の設置に係る必要資材（発注者が貸し出す資材を除く。）、運搬費等一切を見積もること。なお、除雪作業が必要な場合は別途発注することになるので、その経費は本件契約に含めないこと。

また、選挙が無投票となり、早期に撤去した場合であっても、契約金額は変更しないものとする。

- (2) **事前確認の結果、設置場所の変更が必要な箇所については、発注者が地権者又はその土地の管理者に了解を得た後に設置するものとする。**

- (3) 掲示板等の搬入先及び搬出先は、受注者の指定する場所とする。受注者は、搬入された掲示板等が適切に保管することができる場所を確保すること。保管場所は、ユニック車で積み下ろしが可能な倉庫等が望ましいが、やむを得ない場合は、屋外でも可とする。ただし、破損、汚損、紛失、盗難等がないように、シートで覆うなど適切に保管すること。

なお、選挙が無投票となり、早期に撤去した場合であっても、看板業者が指定する期日までは受注者において適切に保管すること。

- (4) 金網、ブロック塀、ガードレールなどの構造物に設置する場合は、構造物に傷を付けない様に最善の方法とすること。
- (5) ポスター掲示場の設置期間中（設置及び撤去作業時間も含む。）に、ポスター掲示板が自然現象及び特定できない第三者により倒壊等したときは、受注者が復旧にあたるものとする。また、このとき第三者を負傷させ、又は第三者の所有物を損壊した場合、その賠償は受注者の責任とする。
- (6) 契約締結後、業務に着手したときには着手届を提出し、業務が完了したときには履行届を提出すること。履行届には、1箇所につきA4サイズの用紙1枚に着手前、設置完了、撤去完了時の状況写真を作成し添付すること。
- (7) 業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。

5. 照会先

総務政策部総務人事課総務係 ☎025-792-9203

No.	地区NO.	地区別	投票区	行政区名	設置場所住所	設置方法	設置する物件	備考
118	1	広神	第14	田中	田中792-1	基本		
119	2	広神	第14	田中	田中36-1先	基本		
120	3	広神	第14	金ヶ沢	金ヶ沢409-7	基本		
121	4	広神	第14	栗山	栗山315	基本		
122	5	広神	第14	雁坂下	長堀新田139先	ガードレール	歩道用防護柵	
123	6	広神	第14	雁坂下	清本384-1	基本		
124	7	広神	第14	雁坂下	横瀬177	基本		
125	8	広神	第15	外山	小平尾3472-2	基本		
126	9	広神	第15	滝之又	小平尾4806-1	ガードレール	手すり	
127	10	広神	第15	滝之又	小平尾4127-1	基本		
128	11	広神	第16	小庭名	小庭名164-1	基本		
129	12	広神	第16	越又	小平尾6375-5	基本		
130	13	広神	第16	吉原	吉原195-2先	基本		
131	14	広神	第16	水沢	茂沢602-2	基本		
132	15	広神	第16	大芋川	大芋川308-1	基本		
133	16	広神	第17	親柄	親柄197-1	基本		
134	17	広神	第17	小平尾	小平尾1731-1	基本		
135	18	広神	第17	小平尾	小平尾443	基本		
136	19	広神	第17	並柳	並柳268-4	基本		
137	20	広神	第17	並柳	並柳1185	基本		
138	21	広神	第17	小平尾	小平尾48-1	基本		
139	22	広神	第17	和田	和田129-1	基本		
140	23	広神	第18	東中	東中369-8	基本		
141	24	広神	第18	山口	山口760-5	基本		
142	25	広神	第18	泉沢	泉沢23-1	基本		
143	26	広神	第18	田尻	田尻246-2	基本		
144	27	広神	第18	中島新田	中島新田225-1	基本		
145	28	広神	第18	今泉	今泉1488-1	基本		
146	29	広神	第18	江口	江口527-1	基本		
147	30	広神	第18	長松	江口1038-2	基本		
148	31	広神	第19	中島	中島474-12	基本		
149	32	広神	第19	中島	中島97-8	基本		
150	33	広神	第19	新保	新保新田180-1	基本		
151	34	広神	第19	山田下	一日市291-8	基本		
152	35	広神	第19	山田	山田274-2	基本		
153	36	広神	第19	米沢	米沢202-1	基本		
154	37	広神	第19	一日市	一日市745		建物に直接縛る	
155	38	広神	第19	中家	中家新田8-1	基本		
156	39	広神	第19	中家	中家933-2		建物に直接縛る	地区の掲示板を塞がないようにする。
157	40	広神	第19	池平	池平580-1		建物に直接縛る	
158	41	広神	第19	中子沢	中子沢1434-1	基本		
159	42	広神	第19	三ツ又	三ツ又168-3	基本		